東京福祉大学への調査結果及び措置方針

令和元年6月11日 文 部 科 学 省 出入国在留管理庁

○ 文部科学省と出入国在留管理庁は、東京福祉大学への実地調査等の結果明らかになった以下の問題点を踏まえ、状況の更なる悪化を防止する観点から、当面、同大学に新規に入学する学部研究生に対する在留資格「留学」の付与を停止するとともに、その余の留学生に対する審査を厳格化する。同大学には、適正化に向けた改善指導を行うとともに、改善計画の提出を求め、今後、実施状況をフォローアップする。

≪調査の経緯・目的≫

◆ 文部科学省の通知に基づく毎月の退学・除籍者数・所在不明者の定期報告の内容、不法残留者数、複数の外部通報等を踏まえ、文部科学省及び出入国在留管理庁が連携し、計5回にわたり同大学に対する実地調査を実施(2019年3月26日~2019年5月14日、全4キャンパス)

≪調査により判明したこと≫



◆ 多数の留学生の安易かつ不適切な受入れや不十分な在籍管理が、大量の所在不明者、不法残留者等の発生を招いており、大学の責任は重大

【問題点1】 留学生に対する不十分な在籍管理

- 学部研究生など安易な留学生の多数の受入れによる所在不明者の増大
 - 所在不明者(割合): 2016年度 305人(10.1%) ⇒ 2018年度 823人(16.0%)
- 授業欠席者等への不十分な履修指導
 - ー授業開講当初から学部研究生の94人が欠席、うち、66人が所在不明
- ⇒ 結果として、同大学の不法残留者数が増加

【問題点2】不適切な入学者選考等

- 学部研究生の入学者選考で求められる日本語能力水準(日本語能力試験N2相当)の設定不備と選考過程での不十分な確認により、日本語能力試験N3相当以下の学生が多数在籍
- 学部研究生については、学期当初からの欠席者や出席率の低い者が相当数存在
- 名目上、学部正規課程の研究生として受け入れているものの、実質的には日本語能力が足りずに大学に 進学できない留学生の予備教育課程として運用
- 経費支弁能力の不十分な確認による多数の学費未納者の発生
- ⇒ 結果として、多数の退学者、除籍者、所在不明者の発生要因

【上記問題点を招いた要因・背景】

- 留学生の受入れ規模に見合わない脆弱な組織体制
 - ー職員1人当たり出願書類処理件数:2015年度 83.2件 ⇒ 2018年度 194.7件
- -職員1人当たり学生数:2015年度 43.8人 ⇒ 2018年度 100.6人
- 留学生の増大に対して適切さに欠ける修学環境の整備
- 留学生受入れの拡大に係る大学における不透明な意思決定プロセス

≪指導・措置のポイント≫



文部科学省及び出入国在留管理庁として、

- ◆ 当面、学部研究生の新規受入れを見合わせるよう指導し(文部科学省)、申請があった場合にも在留資格「留学」の付与を認めない(出入国在留管理庁)
- ◆ 制度運用及び事務局体制の適正化に向けた改善の指導・フォローアップ
- ◆ 私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の検討(文部科学省)

等

※ 東京福祉大学の調査で明らかとなった問題点を踏まえ、大学・専門学校における留学生に関して、 新たに在籍管理の徹底のための対応方針を策定